

金代の寺観名額発売について

——山西の石刻資料を手がかりに——

研究補助員 桂華淳祥

(一)

中国において王朝が宗教界に対して行なった政策の一つに、寺院・道観に名額を下賜する、いわゆる勅賜名額の制度がある。その起原は明確にできないが、唐代には行なわれており、宋代に至って制度として整い、宗教活動を規制するのに成果をあげた¹。その表向きの趣旨は国内の寺院に恩典を与えることであつたが、実際には勅額を下賜することによつて国内の寺観を国家が掌握し、勅額をもたない無額の寺観は廃毀することを目的とするものである。この制度は、宋を南に追いやり、華北地方を領有していた金朝においても行なわれた。しかしここで注意しなければならないことは、金朝においては勅額下賜が納銭によつて発給されたこと、つまり金銭を代償として国家が発売したことである。これは宋代にはみられないことで、金代における名額下賜制度の特徴である。この金朝の名額発売については、野上俊静博士「金の財政策と宗教教団」²、今井秀周氏「金朝における寺観名額の発売」³の論考があり、前者は、度牒・

紫衣・師号の発売とともに、宗教政策の社会経済史上の意味について述べられており、後者は、碑刻して残された牒文を資料として、名額発売の開始年次・価格・地域・発売組織・牒の形式・牒末位にみえる人物等について考察されている。また塚本善隆博士も「宋の財政難と仏教」の中で、金代の名額発売について言及されている。ただこれらの研究においては牒文を中心としてなされており、碑文の記事についてはほとんど述べられていない。このほど「征服王朝期における信仰形態」研究班に加わり、山西地方に残る金・元時代の石刻資料を検索する機会を得たが、その中で特に金代の宗教関係石刻文には、名額発売を示す牒文とともに、碑名にもその実態を伝える記事が認められた。そこで本報告では、この研究班の活動課程で得られた山西地方の石刻資料を手がかりとし、先学の業績を参考にしながら、金代の名額発売に関する若干の問題について考えてみたい。

尚、本論に用いた石刻資料の所在は、重複をさけるため最後に列記し、本文には番号で示した。

(一)

まず『金史』の記載するところによって名額発売についてみると

(大定)五年、上謂宰臣曰、頃以邊事未定、財用闕乏、自東南兩京外、命民進納補官、及賣僧道尼女冠度牒・紫褐衣師號・寺觀名額、今邊鄙已寧、其悉罷之、

〔『金史』卷五〇 食貨志〕

承安二年、賣度牒・師號・寺觀額、復令人入粟補官、

(同右)

(泰和) 六年、……時兵興、國用不給、萬公乃上言、乞將僧道度牒・師德號・觀院名額并鹽引、付山東行部、於五州給賣、納粟易換、又言督責有司禁戢盜賊之方、上皆從之、

(『金史』卷九五 張萬公伝)

(興定) 三年、河南頗豐稔、民間多積粟、汝礪乃奏曰、國家之務、莫重於食、今所在屯兵益衆、而修築新城、其費亦廣、若不及比豐年、多方營辦、防秋之際、或乏軍興、乞於河南州府、驗其物價低昂、權宜立式、凡内外四品以下雜正班散官及承廕人、免當僱使監官功酬、或僧道官師德號度牒・寺觀院額等、並聽買之、……上從之、

(『金史』卷一〇七 高汝礪伝)

と、財用の欠乏を補うために行なわれた寺觀名額の発売を、大定五年(一一六五)一応の安定をみたことから中止し、約三十年後の承安二年(一一九七)に再び発売されることとなった。これ以後禁止の記事はみられず、泰和六年(一二〇六)、興定二年(一二一九)と発売を示す記事がみえている。これは山東・河南と特定の地域に対して行なわれたものであるが、このような形で以後金朝が滅亡するまで各地で断続的に発売されたのであろう。

この発売時期を牒文の発給年次で見ると、大定二年から四年にかけて発給された牒文があり、それ以後しばらくみられず、泰和年間(一二〇一―一二〇八)よりまたいくつかの事例がみえている。これは『金史』にいう、大定五年に中止される前に、集中的に発売されたことを示し、それ以後承安二年まで発売が行なわれなかったことを裏づけるものといえよう。

では大定五年に中止するに至った名額の発売は、いつ開始されたのであろうか。この点については『金史』にも記事はみえず、はやくから問題が指摘されていた。清朝の嘉慶十年(一八〇五)『金石萃編』を撰した王昶はその中で

按、大定四年、寺觀納錢請賜名額之事、金史無攷、……據同官縣靈泉觀記云、大定初、王師南征、軍須匱乏、許進納以賜宮觀名額、若然則是大定初、權宜設置之事、非常制也、……其牒起於大定二年迄四年、是時世宗初卽位、用兵契丹、因暫行此制、想四年以後既停也、

〔『金石萃編』卷一五五 莊嚴寺牒の拔文〕

とし、光緒二十五年から二十七年（一八九九〜一九〇一）にかけて刊行された『山右石刻叢編』の撰者胡聘之は

按、大定初年、寺觀納錢請賜名額之事、金史不載、……金史食貨志、大定五年、上謂侍臣曰、頃以邊事未定、財用闕乏、自東南兩京外、令民進納補官、及賣僧道尼女冠度牒・紫褐衣師號・寺觀名額、今邊鄙已寧、其悉罷之、是五年停止、此例之證、而昉始於何時、史無明文、大定己丑大雲院記云、正隆中、遇國家降賣名額、詣官投狀、納緡賜大雲救額、是納錢買度牒師號寺觀、海陵實先行之、

〔『山右石刻叢編』卷二〇 太清觀牒の拔文〕

通志金石記、碑言、正隆中、遇國家降賣名額、詣官投狀、納緡賜大雲救額、納錢買度牒師號寺觀、金史謂始自世宗、據碑則海陵實先行之矣、

（同右 卷二一 修大雲院記の拔文）

と考証し、海陵王の時すでに行なわれていたとしている。わが国における研究では、塚本善隆博士が『金石萃編』、『八寶室金石補正』にみえる牒文を例として大定二年とされ、野上俊静博士は『金石萃編』、『金石續編』を引いて大定の初めごろとされ、竺沙雅章博士は大定元年、今井秀周氏は『山右石刻叢編』の拔文と同様、『山右金石記』の事例を用いて海陵王の時代からすでに行なわれていたとされている。そこでこの發売年次に関する記事を碑文に求めると

大定甲申（四年）歲、是時官壽寺院額、

（No 3 元融和尚塔記）

至大定改元壬申（二年）歲、方遇朝廷頒行祠部特賜名額、

（No 4 大雲禪院碑）

大定中、詔天下老佛之居、未列通籍者、聽納實請名、

（No 6 太清觀記）

大定三年、国朝賜天下寺觀名額、

（No 8 龍祥觀記）

大定四年内、住持僧福詮、遍化諸人、又罄其已有齊錢一百餘貫、詣於所□□□官中、納訖後降到勅牒一道、特賜龍巖之名額、

（No 9 龍巖禪院功德記）

方今真主題期尊崇釋道、乃勅天下郡邑無名額寺院宮觀、許令請買、……至癸未（大定三年）首春、會檀越百餘人、

鳩錢三十万、……越二月丁丑（十六日）、經詣本郡軍資庫、輸錢三十万、兼經藏堂、承買得賜、曰龍巖寺、

（No 1 龍巖寺碑）

とみえ、大定二年が明記された年次として最も早いものである。またNo 1では「大定三年首春」であるが、その文意からして前年（二年）には発売の詔が出ていたと考えられる。さらに今見出せる他の碑文では

大定初、王師南征、軍須匱乏、許進納以賜宮觀名額、

〔金石萃編〕卷一六五 同官縣靈泉觀記

とみえており、大定のはじめに発売されたことを示している。¹⁵ 今この問題について明確にする資料を得たわけではないが、大定初期の状況をふまえて整理しておきたい。

大定とは世宗が即位して改元された年号である。先帝海陵王は完全な中原国家を確立しようと燕京遷都を断行した後、さらに中国全土の支配をもくろみ、自国の力量を過信して正隆六年（一一六一）宋との和議を破棄して伐宋の軍をおこした。しかしそれは成功せず、かえって国内各地で反乱がおこり、なかでも強制徴兵に反対した契丹人の反乱が金国北辺で拡大していった。このような時、東京留守として遼陽にいたのが世宗である。彼は海陵王の政策に不満を抱いていた女真人やこの地に勢力をもつ渤海人等の支援をうけ、¹⁶十月この地で即位し大定と改元した。この報を知った伐宋遠征軍の将兵の中ではだいに反戦気運が高まり、翌十一月、海陵王は彼等によって殺された。世宗は都を燕京に定め、十二月十九日遼陽より都に入り、事態の本格的な收拾に乗り出した。そして大定二年九月、まず反乱を鎮定し、さらに大定五年、以前より後退した条件ではあったが宋との和議が成立した。ここで出されたのが前述大定五年の名額等発売の中止令である。このような大定初期の状況をもとにして今一度この詔をみると

頃以邊事未定、財用闕乏

というのはまさに世宗が即位した時、つまり大定初めの情況であり、その打開策として

自東南兩京外、命民進納補官、及賣僧道尼女冠度牒・紫褐衣師號・寺觀名額、

と、進納補官とともに度牒・名額等の発売を実施したのである。また発売年次の限定を試みると

(1) 大定五年の詔に並記されている進納補官のことが

大定二年、(正月) 庚寅(二十三日)、行納粟補官法

(『金史』卷六 世宗紀)

と大定二年に実施されていること。¹⁷⁾

(ロ) 名額発売を記す碑文のうち、その最も早いものが大定二年であること。

(ハ) 名額牒の発売年次も大定二年からはじまっている。

(ニ) 『滹南遺老集』卷四二 清虛大師侯公墓碣に

大定二年、凡釋道之道、居無名額者、許進輸賜之、

とみえること。

(ホ) 同じく経済政策の一つとして仏教界に対して行なわれた二税戸の良民化もその最初は大定二年に行なわれたこと。

(ヘ) 世宗が即位して大定と改元したのは十月であり、都燕京に移ったのが大定元年の十二月十九日、したがって世宗が実際に都で活動しはじめたのは大定二年からだと考えられる。

という情況から、それは大定二年に発売されたものであると考えてよからう。ただこのように考えると、先に述べた発売時期に関する今までの考証で、海陵王の時すでに行なわれていたとする点が不合理なものとなるので、これについて一言しておかねばならない。

海陵王の時代すでに発売されていたとする考証の根拠となっているのは、『通志金石記』¹⁸⁾七にみえる「大雲寺碑」である。それには

大雲寺碑 大定二十三年 今在長治縣蔭城鎮

長治縣志、碑爲鄉貢進士李鈞撰、秦果書、郭璋篆、習瑜伽大教住持沙門淨倫立石、

碑云、寺於正隆中遇國家降賣名額、詣官投狀、納縉賜大雲勅額、納錢賣度牒師號寺觀、金史謂始自世宗、據碑則海陵實先行之矣、

と『長治縣志』を引いて、正隆中に発売した記事をのせ、その考証もしているが、その碑の所在・立石年次・撰者・書者・篆者・立石者等から

新修大雲院記 今在長治縣蔭城鎮

鄉貢進士李鈞撰

鄉貢進士秦果書丹

鄉貢進士郭璋篆

習瑜伽大教住持沙門淨倫立石

大定癸卯重九日清簡大德管内都僧正賜紫講經論傳□沙門道□勸助緣天黨□□

とする「修大雲院記」(No 7)のことであり、「碑云」以下は本文を要約したものであることが知られる。したがって「大雲院記」の名額発売に関する本文の記事は

正隆中、自本州千佛院、擁錫南來、愛雄山之秀氣、慕先師之勝跡、遂有結茅之志、未幾、遇國家降賣名額、

となる。正隆元年と大定二年とは七年しか離れておらず、先に述べた情況等を考え合わせると、「未幾」の後の記事は大定二年のこととみて誤りなからう。正隆中に発売されたという誤解は、「未幾」を省略した抜文をそのまま用い

たために生じたものと考えられる。

このように名額の発売時期についてみてきたが、それは世宗の即位直後、大定二年に国家財政を補う政策として施行されたものであることがおおむね明らかになったと思う。金朝はここにはじめて経済政策に仏教界を利用したのであり、これは注意すべき問題である。

(三)

次にこの名額発売にあたって一般民衆はどのように対応したのであろうか。特に仏教関係を中心に、碑文に記すところをみてみよう。

迨皇國開基、修文偃武、海宇謳歌、因此而嚮善之徒、滔滔皆是、衆議欲建大殿、以遺址狹隘、艱於修完、下有桑田、昔為吾家祖業、至天會九年辛亥、先祖父趙卿暨叔礼、施為金田、繼而我先人、慨然而為首、并維那常祐等十有二人、鳩工哀旅、協力同心、……………越甲寅、以慶其成、方今真主題期、尊崇釋道、乃勅天下郡邑無名額寺院宮觀、許令請買、……………方議承買、先人不幸、至於大故、未滿斯願、師悵恨不已、發以誠心、得故鄉錄翁常克之子常謹公、且卑辭謙讓、以不獲固拒、乃慰其勸請、復以師為化緣首、糺衆善友、得維那二十有八人、衆議僉同情吉祥北院僧惠通為副院、本郡洪福院沙門僧智遠住持是寺、同共化人、無不喜捨、……………至癸未首春、會檀越百餘人、鳩錢三十万、無一家之或闕、致使官中加以刑罰、則不能也、蓋亦慈悲上聖所感如此、越二月丁丑、經詣本郡軍資庫、輸錢三十万、兼經藏堂承買、得賜日龍巖寺、……………

(No 1 龍巖寺碑)

本朝大定四年、有當里久土俗士、華嚴邑樊彥・李厚・賀權・高祥・高玘、然止俗塵、常規梵刹、摘己財產、募衆有緣、復能協力、所謂莊塑圖畫、竝選當時良匠名手、錢用諸費、固不鮮矣、有心肯構、增益修崇、柰何力不足耶、偶朝廷許諸人進納名額、李村劉聚・樊志・史札・樊仙・趙宋・任良・武仙・賈額、同助納粟、數尚不及、而備自足、納訖不期、勅額獨得填名、後准勅可特賜普照禪院、……………

(No 2 普照禪院記)

解州聞喜縣之西北陰神栢、有古佛堂廡院一所、昔於正隆年間、絳州正平縣正覺寺僧法圓者、其人碧苾舊草、以嚴身芬陁利花悅其意、鄉人仰其德重、請住茲藍、脩完纔備、然舊無名額、至大定改元壬圀歲、方遇朝廷頒行祠部特賜名額、仍勒自來脩造有力檀那、主首法圓□化到邑人、各損資財、同營福地、親詣本縣、勅牒一道、題之特賜大雲禪院、……………

(No 4 大雲禪院碑)

臨泉縣小上谷村號雲家山、有古佛堂一所、當天會七八年間、干戈未定、盜賊充斥、屯軍把截、焚毀殞盡、顯京於時尚為淨人、誘化善士、重興佛堂、落髮受具之後、復修精舍、鑄洪鍾印藏經、……………一日朝廷有旨、許天下寺院、得以進納、遂其素志、若憂早成霖、未足為喜、急速括投、橐囊所用幻財、及結綠檀越、而進買之、選罕賜額、書曰慈雲、……………

(No 5 慈雲院銘)

大正四年内、住持僧福詮、偏化諸人、又罄其已有齊錢一百餘貫、詣於所□□官中、納訖後降到勅牒一道、特賜龍巖之名額、豈不□□當其所建蓮宮、烜赫壯觀、芮邑之一、……………

(No 9 龍巖禪院功德記)

ここにみえる名額を購買した寺院はすべて地方村落の小さな仏堂である。また蔭城村大雲寺の場合は、

蔭城村大雲寺者、道通大師之首創也、正隆中、自本州千佛院、擁錫南來、愛雄山之秀氣、慕先師之勝跡、遂有結茅之志、未幾、遇國家降賣名額、大師笑曰、吾雅志遂矣、以茲詣官、投狀納緡、得賜大雲勅額、既而謂村衆曰、欲化檀越、共評建寺之所、不亦可乎、衆皆雲集、欣然商議、猶豫未決、有李行等、將村南已業地、信心願施、……………功起於大定巳丑歲、落成於丁酉年、……………

(No 7 修大雲院記)

と名額購入の時には殿宇は無く、購買の後に仏殿が建造されたことをうかがわせるのである。つまり、この制度が寺院の大小などを問わないだけでなく、殿宇の存在すら条件ともせず、ただ金銭のみを納めることによつて発給されたことを如実に示している。ここにも宋代に行なわれたような国家統制の目的など全くなく、欠乏した国庫を補うために施行された経済政策であることの一端が認められるのである。

さて仏教界側の対応であるが、多少形態の相異はあるが、その発売を喜び、寺僧による教化・村衆の助縁布施によつて金銭が集められ、名額を購買している。

勅賜名額の有無は五代より寺院存廃に対して重要な役割を果たすものとなつた。その例としては、五代後周世宗の

仏教肅正があげられる。¹⁹⁾ この政策以後、勅額を所有することによって寺院の存続を確実なものにしようとする気運がより高まったものと思われる。また宋においては、寺院道観の国家統制を目的として、大量の名額が下賜されたが、それはあくまで一定規準に基づく朝廷からの下賜であり、それを望むすべての寺観にあたえられたわけではない。また真宗・英宗朝においては、邪悪の根処地となる私造寺院を廃絶しようとした。このようなことから、民衆の間にはさらに勅額所有の願望が強くなっていったにちがいない。特に後周世宗の仏教肅正策を身近に経験し、北宋の中心地域であった華北の民衆にとっては当然のことである。そのような地を金が領有し、国庫補充のためとはいえ、名額を納銭という条件で下賜する政策を行なったことは、仏教を信仰する民衆にとって歓迎すべきことであった。そこで発売の詔と同時に組織をつくり、金銭を集めて購買したのである。さらにその中には

想遇明勅、可做蓮宮、至若碑記、尚存在焉、

(No 2 普照禪院記)

と蓮社結成の必要性が述べられ、現在に至って華嚴邑という社邑を中心に修築・名額の購買がなされたこと

至如顯京、最為上首、致為佛子之因、機慕良田特為蓮社、

(No 5 慈雲院銘)

と名額承買の中心となった顯京²⁰⁾が蓮社を組織し、その蓮社を基盤として名額を購買したこと

更大齊而蓮宮再立

(No 1 龍巖寺碑)

と以前この寺に蓮社の活動があったこと、そして

有住持沙門福詮、泊門弟子二人、長日□□、次日洪昌、□以蓮社淨行、

(No 9 龍巖禪院功德記)

と名額購買のために中心となつて民衆を教化した福詮および二人の弟子に蓮社活動のあつたことを記し、また購買の後、その活動の場所である蓮宮を建造したこと等、蓮社に関する記事がみえている。

これによつて、朝廷が発売した名額を購買するために多くの既存の信仰組織が活動し、なかでも社邑の組織によつてそれがなされたことが知られる。これは当時の仏教界にとつて名額発売がもたらした意義として認めることができる。

要するに、世宗大定初めの寺觀名額発売は、仏教界、とりわけ山西地方の仏教界においては、朝廷の政策に應ずるという目的で、従来の社邑を中心とした宗教組織や、それを受けついだ信仰組織の形成および活動を公然と行うことができるようになったのである。

大定五年、世情の安定とともに発売は中止され、以後世宗の治世においては行なわれることはなかった。かえつて寺觀私造の禁止の令が出されるなど、²¹宗教界に対する肅正が行なわれるようになったが、このことは名額発売停止以後も、民衆の間ではその宗教活動が盛んであつたことを意味するのであろう。

最後に崇慶元年(一一二二)の発売について一言しておこう。

大定五年に停止された名額発売は、三十余年後の承安二年(一一九七)に再び発売されて以後、地方においてしばしば行なわれたようである。この崇慶元年の発売に関しては『金史』等に関連記事はあたらなないが、これもその一つであろう。また

惟沁州銅鞮縣長豐鄉郭村、爰聚居民百戶、舊有佛舍三間、廊廡粗完、齊厨姑備、慮歲久之荒廢、感衆為之悼傷、伏遇國朝改元崇慶、綠軍馬調度、所費浩大、許隨路分鬻寺觀名額、有本村張舜賢村衆等、相率而告、詣於有司、納訖錢鈔、仍就平陽府、降授勅牒、書填其額、目曰大雲禪院、……鄉首趙慶・李浩・岳寧・張義等、深欲勸諭里人、興崇堂宇、其奈國式遭於多故、年預兆於不登、嗚呼、使增修之功、抑而不能行也、良可悲夫、四人願相謂曰、然院額勅黃祕存、恐因時久淪毀、而後人無所據焉、遂刻諸石、以傳於不朽、……

(No 10 大雲禪院之記)

と、名額購入の後、堂宇の興崇をはかったが、金朝滅亡の危機に臨んでその事業は行なうことができず、ただ名額のみ存在を後世に伝えようとした。この姿勢はまさに金末の一般民衆の意識を端的にあらわしているものといえる。彼等のようにした姿勢によって、一般民衆の仏教は征服王朝治下において継承されていったものと考えられる。

(四)

以上、山西地方の石刻資料を手がかりとし、金朝の名額発売に関する若干の問題についてみてきた。そこには名額の発売が大定二年に世宗の経済政策の一つとしてはじめて行なわれたこと、また仏教界にとっては、社邑組織の活動が公然と行なうことのできる条件となったことなど、経済政策と仏教界との関係の一端をみる事ができたと思う。しかしこれは山西という限られた地方にみえる資料を中心としたものであり、今後さらに他の地域の資料も取り上げて検証しなければならない問題である。

小論は、この度の研究班において得られた資料を中心に検討したもので、金代の宗教政策と民衆の仏教信仰のかか

わりあいを考える一段階であることを記して報告とする。

註

- 1、高雄義堅博士『宋代仏教史の研究』第三章「宋代寺院の住持制」、笹沙雅章博士『中国仏教社会史研究』第二章「寺観の賜額について」参照。
- 2、『遼金の仏教』所収。
- 3、『東方宗教』第四十五號所収。
- 4、『塚本善隆著作集』第五卷所収。
- 5、今井秀周氏「金朝に於ける寺観名額の発賣」の資料参照。尚、山西地方については多少補うものもあるので、ここに発牒年月日を示しておく。

太清觀牒	大定3年4月8日	『山右石刻叢編』	20
普照禪院牒	大定3年5月6日	同右	20
福智院記(牒)	大定3年6月18日	同右	20
太清觀牒	大定3年7月	同右	20
集仙觀牒	大定4年閏11月1日	同右	20
普照禪院牒	大定4年6月	同右	20
大雲禪院碑(牒)	大定3年6月20日	同右	21
慈雲院牒	大定3年12月	同右	21
福巖寺牒	大定3年2月10日	同右	22
崇仙觀牒	崇慶元年10月	同右	23
香巖院牒	大定3年4月3日	同右	23
大雲禪院牒	崇慶元年	同右	23

洪濟禪院牒 大定3年4月9日 同右 11

6、『金石萃編』卷一五六所収。

7、この他に、発売組織等にも言及している。

8、『金史』卷五〇 食貨志では「宰臣」となっている。

9、「大定巳丑大雲院記」とは『修大雲院記』のことであろう。その本文に「功起於大定巳丑歲」とあることから誤記したものと思われる。

10、光緒十五年（一八八九）刊の『山西通志』所収の「金石記」のことであり、また『山右金石記』ともいわれる。ここに引かれている文は「金石記七」にみえている。

11、塚本博士前掲論文。

12、野上博士前掲論文。

13、竺沙博士前掲論文。

14、今井氏前掲論文。

15、『大明禪院頌記』（『八寶室金石補正』卷二二五所収）に

……大定二年、幸遇皇王賜額、……

とみえ、また「真定府獲鹿縣靈巖院深公長老塔銘」（『常山貞石志』卷十四所収）に

……時大定龍飛、思福田之滋廣、勅天下禪庵道院、特許給名 □□……

とみえている。両者とも発売を示す語はみえないが、やはりこのことを述べているのであろう。

16、外山軍治博士「世宗即位の事情と遼陽の渤海人」（『金朝史研究』所収）参照。

17、『金史』卷五〇 食貨志には「大定元年」のことと記している。

18、註10参照。

19、牧田諦亮博士「五代王朝の宗教政策―特に後周世宗の仏教肅正―」（『五代宗教史研究』所収）参照。

20 碑文の後記に「前任持承賈院額僧顯京」と記されている。

21、（大定）十四年四月乙丑、上諭宰臣、聞愚民祈福、多建佛寺、雖已條禁、尚多犯者、宜申約束、無令徒費財用、

(大定)十八年三月己酉、禁民間無得創興寺觀、

(『金史』卷七)

等の記事がみえている。

本論に用いた山西地方の石刻資料

No	資料名	収録書
1	龍巖寺碑	『山右石刻叢編』卷二〇
2	普照禪院記	同 二〇
3	元融和尚塔記	同 二〇
4	大雲禪院碑	同 二一
5	慈雲院銘	同 二一
6	太清觀記	同 二一
7	修大雲院記	同 二一
8	龍祥觀記	同 二一
9	龍巖禪院功德記	同 二一
10	大雲禪院之記	同 二三